

柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度実施要綱（以下「認証要綱」という。）」に基づき、柏崎ブランド米「米山プリンセス」の栽培に取り組む者に対し、その取組に必要な機械、機器等の購入費を補助することにより、生産品の高品質化を図ることを目的とする。

(交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、認証要綱別表第1に規定される柏崎ブランド米「米山プリンセス」の栽培に取り組む者とする。

(採択条件)

第4条 採択条件は、次の各号の全てを満たしていることとする。

- (1) 本要綱の交付申請時において、現に柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度に取り組んでいること。
- (2) 本補助金により整備した機械、機器等導入後、当該機械等の耐用年数の期間において柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度に取り組む意思があること。
- (3) 本補助金を過去に交付されたことがないこと。
- (4) 当該事業に対する国、他の地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、取組に必要な色彩選別機及びその附帯機器並びに石抜機の購入費とする。

2 前項に規定する附帯機器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エアコンプレッサー
- (2) エアードライヤ
- (3) 集塵機

(4) ホース等の必要な資材（購入費が明らかなものに限る。）

（補助金の交付基準）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、150万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、1生産者につき1回を限度とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、交付申請書を提出した日が属する年度の3月31日までとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 認証要綱又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 本補助金で整備した機械、機器等の耐用年数の期間において柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度への取組が確認できないとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消すときは、交付決定者に通知するとともに、既に交付金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

（様式）

第10条 この補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付決定通知書 別記第2号様式
- (3) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金不交付決定通知書 別記第3号様式
- (4) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金実績報告書 別記第4号様式

- (5) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金事業計画変更承認申請書 別記第5号様式
- (6) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金事業計画変更承認決定通知書 別記第6号様式
- (7) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金事業中止（又は廃止）承認申請書 別記第7号様式
- (8) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金事業中止（又は廃止）承認決定通知書 別記第8号様式
- (9) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金確定通知書 別記第9号様式
- (10) 柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付決定取消・返還通知書 別記第10号様式

（消費税の取扱い）

第11条 補助金等の交付申請に当たり、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これらを減額して行うものとする。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎ブランド米「米山プリンセス」機械・機器等整備支援事業補助金交付要綱は、令和6年4月1日から適用する。